

販売用資料

2019年1月

新しい景色を
見てみよう。



りそな・リスクコントロールファンド 2019-03

単位型投信／内外／資産複合

愛称：

みつぼし
フライト

2019-03

■お申込みにあたっては、「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

ファンドの設定・運用は



りそな銀行

商号等:株式会社 りそな銀行
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号
加入協会:日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会



埼玉りそな銀行

商号等:株式会社 埼玉りそな銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号
加入協会:日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会



りそなアセットマネジメント

商号等:りそなアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2858号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

これからの人生に向けた 新たな選択肢。

「これからの人生、預貯金だけでよいのか分からない。」
「預貯金以外の方法はなんだか不安。」
そんな方が多いのではないのでしょうか。

でも、一歩踏み出せば、
新しい景色を見ることができるかもしれません。

快適な空の旅と同じように、資産運用でも
長く心地よく運用いただける仕組みがないか
わたしたちは考えました。

『みつぼしフライト』で
新しい景色を見てみませんか？

りそな・
リスクコントロールファンド2019-03
(愛称:みつぼしフライト2019-03)
をご紹介します。

お客さまに快適な空の旅(=資産運用)を
ご提供するために、3つの条件にこだわりました。

優れた技術

1

大きな揺れを抑える仕組み

★投資環境に応じて柔軟に運用することで
上げ下げの幅を小さくして、
安定したリターンを確保を目指します。

万が一に備えた
制御システム

2

元本の95%を確保する仕組み

★投資環境が悪化した場合でも、最低、元本の
95%を確保する制御システム(『確保ライン』)
を備えています。

※『確保ライン』についてはP.5をご参照ください。

納得の
料金体系

3

運用状況に応じて変化するコスト

★お申込時・換金時の手数料はいただきません。
★運用期間中にいただく手数料(信託報酬)は、
運用する資産の内訳に応じて、定期的
に見直します。

大きな揺れを抑える仕組み

～運用リスクのコントロール～

日本を含む世界の債券・株式・リートへ国際分散投資を行い、投資環境に

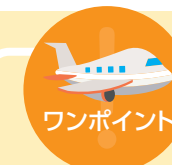
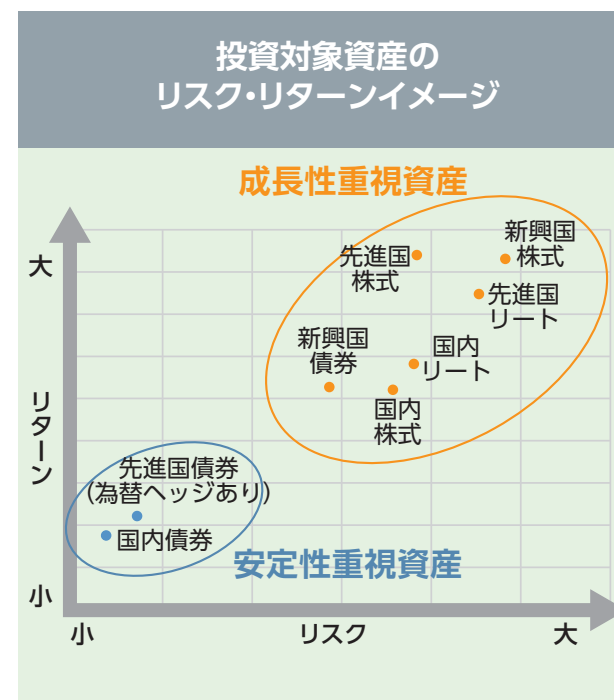
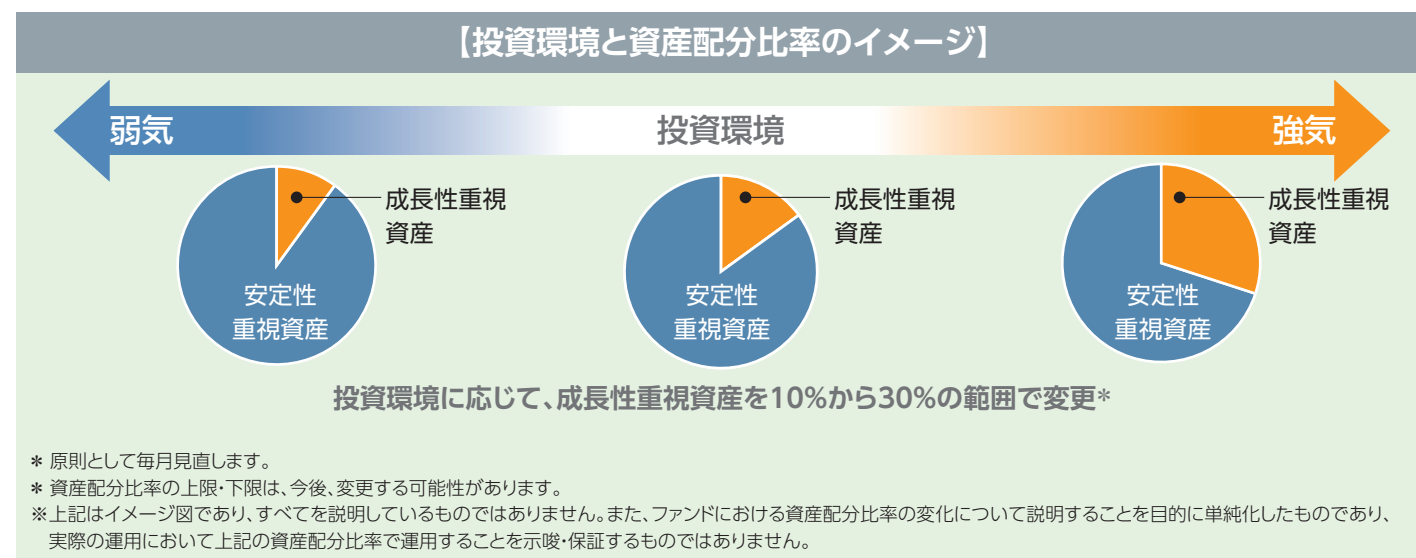
投資環境を定量的に分析し、「強気」と判断される場合には成長性
安定性重視の資産の配分比率を上昇させる

応じて柔軟に資産配分を変更することで、安定した収益を目指します。

重視の資産の配分比率を上昇させ、「弱気」と判断される場合には
ことにより、運用リスクをコントロールします。



安定性重視資産	国内債券 先進国債券(為替ヘッジあり)
成長性重視資産	国内株式・先進国株式 新興国株式・新興国債券 国内リート・先進国リート



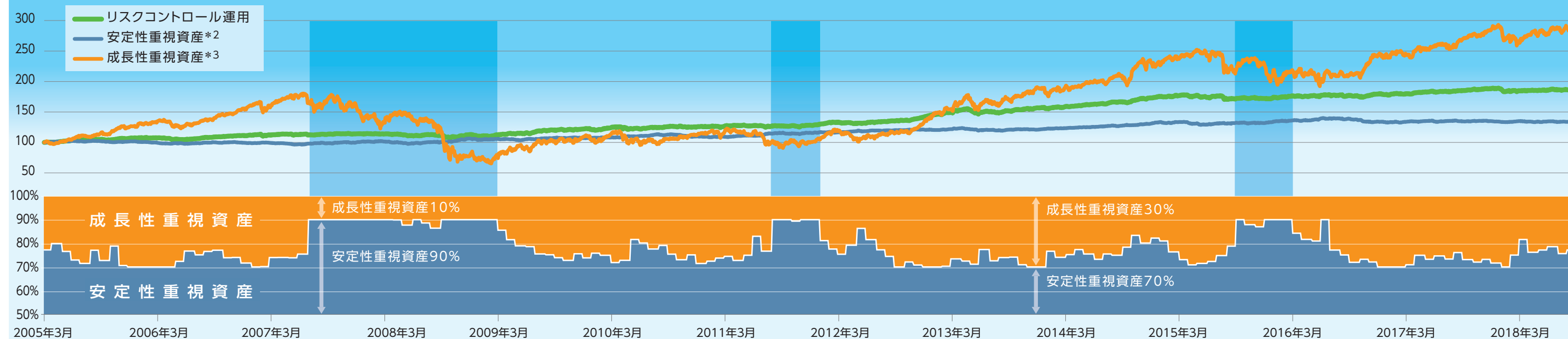
運用リスクをコントロールするのはなぜ?

運用を取り巻く環境は成長局面である「強気」と停滞・下降局面である「弱気」を繰り返す“波”のようなものです。理想的な運用は、成長局面では資産価格の上昇(プラスのリターン)が期待できる株式やリートなどの割合を増やし、停滞・下降局面では資産価格の安定性が期待できる債券の割合を増やして保有することです。しかし、忙しい日々の暮らしの中で、自分で勉強し情報を集め、投資環境を分析して投資するといったことは、難しいのが現実です。当ファンドでは、お客さまに代わり、りそなアセットマネジメントが運用の専門家として独自の指標のもとに投資環境を判断し、資産配分比率を変更します。

投資環境に応じて運用リスクをコントロールすることで、長期的に安定した 収益が期待できます。

(期間:2005年3月～2018年9月)

【運用リスクをコントロールした場合の効果(バックテスト・シミュレーション*1)】



出所:ブルームバークのデータをもとにりそなアセットマネジメント作成。(2005年3月末時点を100として指数化、費用控除前)

*1 上記のバックテスト・シミュレーションは、上記期間(2005年3月から2018年9月まで)にファンドが存在していたと仮定した上で、その期間における定量的手法による投資環境の判断基準にしたがって、「安定性重視資産」と「成長性重視資産」の資産配分比率を変更した場合のファンドの値動きを示しているものです。なお、上記のバックテスト・シミュレーションは、当該運用手法の効果をイメージしていただくことを目的としており、シミュレーション上、キャッシュ等(残存期間の短い国内の公社債等)の比率は0としています。

*2 「安定性重視資産」は、右の資産配分比率で試算しております。 安定性重視資産: 国内債券20%、先進国債券(為替ヘッジあり)80%

*3 「成長性重視資産」は、右の資産配分比率で試算しております。 成長性重視資産: 国内株式10%、先進国株式60%、新興国株式10%、新興国債券5%、国内リート5%、先進国リート10%

※ 上記のバックテスト・シミュレーションは、ファンドの実績を示すものではなく、また将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。したがって、実際の運用において、同様のリターンが得られることを示唆・保証するものではありません。

元本の95%を確保するしくみ

～『確保ライン』～

ファンドの基準価額下落時においても、あらかじめ設定した

『確保ライン』とは、お客さまの大切な資産を大きな下落から守るため、基準価額がこれより

『確保ライン』を上回る水準で運用を継続することを目指します。

下回らないようあらかじめ定めている水準です。設定時の『確保ライン』は9,500円です。



ワンポイント

どうして『確保ライン』をつけるの？

「どこまで下がるのかわからない」という状況は運用する上で最大の不安です。そこで当ファンドでは基準価額の下落の目安として『確保ライン』を設けました。

りそな銀行と保証契約を締結

・保証契約とは、基準価額があらかじめ定められた価格(『確保ライン』)を下回った場合に、りそな銀行が『確保ライン』を下回る差額を信託財産に支払うことを約束する契約です。したがって、投資元本すべてを保証するものではありません。なお、ファンドに保証契約を付加するために、信託報酬とは別に保証料をご負担いただきます。保証契約について詳しくはP8をご確認ください。

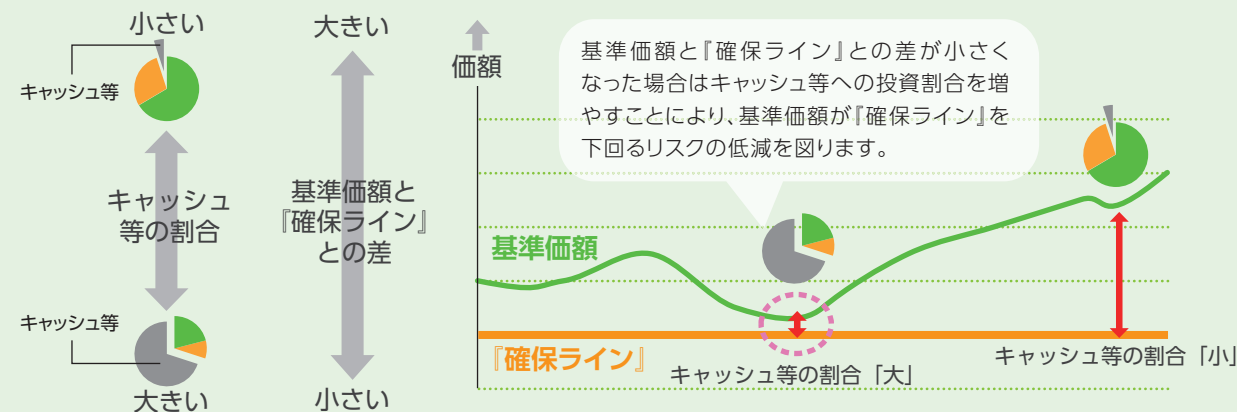
基準価額が『確保ライン』を下回らないように、投資信託財産のための契約(保証契約)をりそな銀行と締結します。

ケース1 基準価額が『確保ライン』に近づいた場合

投資環境の悪化等により基準価額が『確保ライン』に近づいた場合は、基準価額が『確保ライン』を下回るリスクを低減するために、キャッシュ等*への投資割合を増やします。

*キャッシュ等とは残存期間の短い国内の公社債等のことをいいます。

基準価額と『確保ライン』との差



※上記はイメージ図であり、実際の基準価額等を示したものではありません。また将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

【ご注意ください】

・ファンドは、基準価額下落時においても『確保ライン』を下回ることがないよう運用リスクの調整を図りつつ安定的な収益の確保を目指して運用を行います。常にファンドの基準価額が『確保ライン』を上回ることを委託会社が保証するものではありません。

ケース2 基準価額が10,500円を上回った場合

信託期間中、基準価額が10,500円以上となった場合は、その翌営業日より『確保ライン』を10,000円に引き上げます。以降の見直しはありません。

『確保ライン』のイメージ図



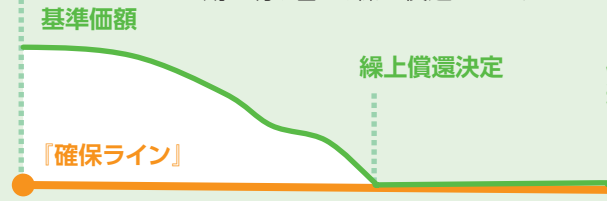
※上記はイメージ図であり、実際の基準価額等を示したものではありません。また将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ケース3 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合など(繰上償還)

ファンド設定時に締結するりそな銀行との保証契約の履行により『確保ライン』を下回ることなく繰上償還します。

基準価額が『確保ライン』まで下落した場合

ケース3 短期金融資産等を中心とした安定的な運用に切り替え、繰上償還します。

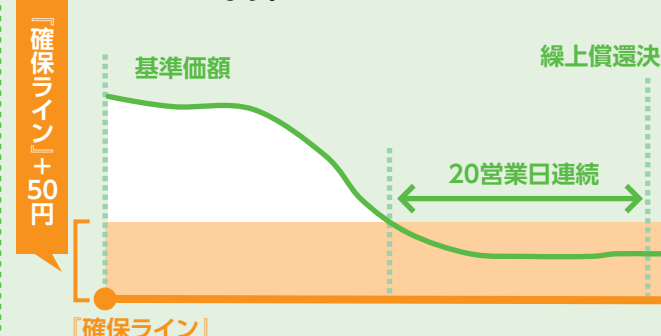


ケース1 基準価額が10,500円に到達することなく、9,500円まで下落した場合は9,500円を下回ることなく繰上償還します。

ケース2 基準価額が10,500円に到達してから10,000円まで下落した場合は、10,000円を下回ることなく繰上償還します。

基準価額と『確保ライン』の差が20営業日連続して50円未満となった場合

ケース4 基準価額が『確保ライン』まで下落していない場合でも、短期金融資産等を中心とした安定的な運用に切り替え、繰上償還します。

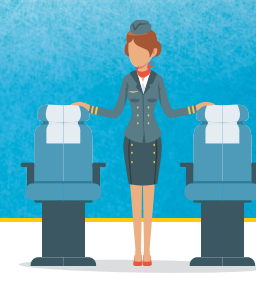


※繰上償還を決定した日の翌営業日より保有するすべてのマザーファンド受益証券を売却し、短期金融資産等を中心とした安定的な運用に切り替え、繰上償還します。実質的投資対象資産の流動性や海外休業日の影響等により、繰上償還を決定した日から償還日まで日数を要する場合があります。

※保証契約には保証料がかかります。投資者にファンドの費用として間接的にご負担いただきます。詳しくは後述の「ファンドの費用」をご確認ください。

※繰上償還について、詳しくは後述の「投資リスク その他の留意点」をご確認ください。

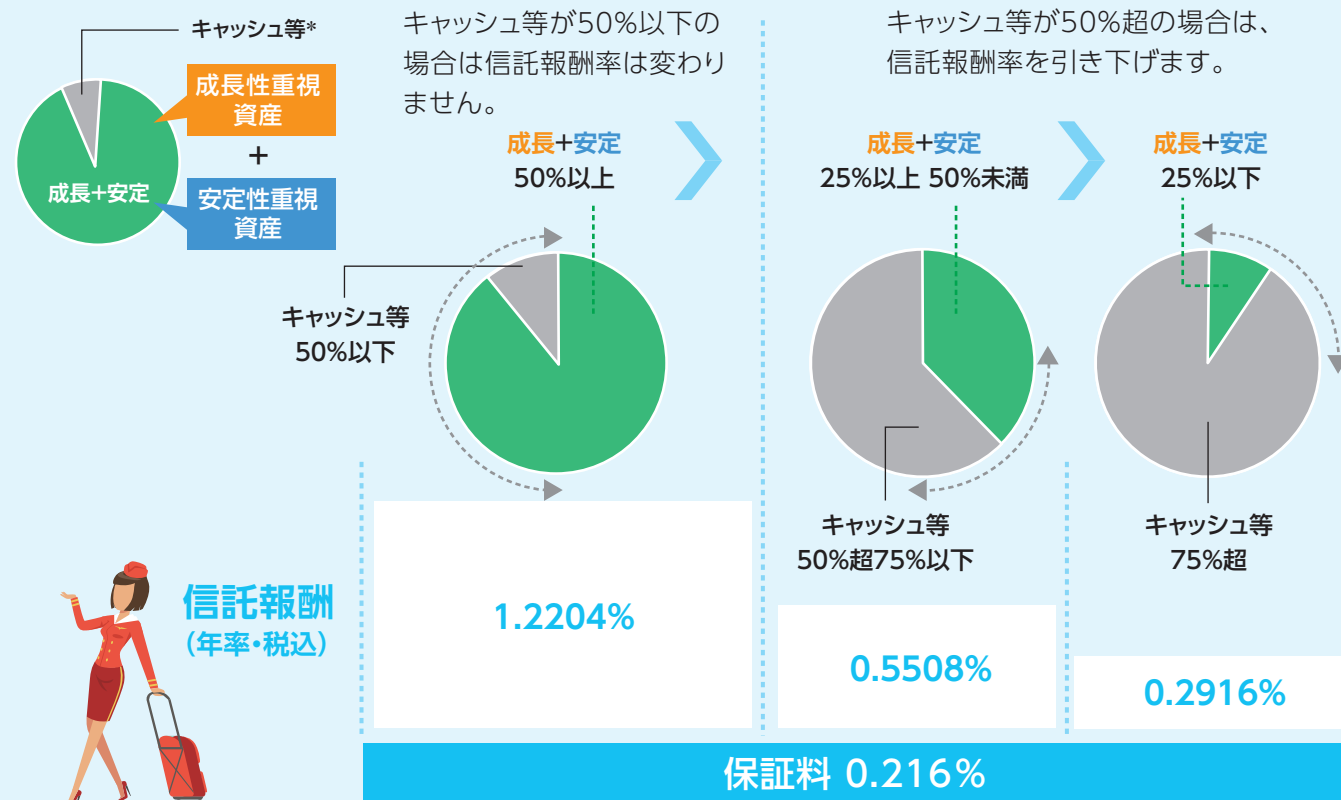
※上記はイメージ図であり、実際の基準価額等を示したものではありません。また将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



① お申込時・換金時手数料は0円の低コストファンド。

② キャッシュ等の組入比率により、ファンドの信託報酬は3段階で変動します。

信託報酬等のイメージ図



※信託報酬は年率・税込で表示しております。

※保証料は年率で表示しております。

ただし、基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した翌日以降の信託報酬および保証料は発生しません。



「キャッシュ等*」が増えると、信託報酬を引き下げるのはなぜ？

キャッシュ等とは、資産を安全に確保しておくための流動性の高い資産であり、リターンの源泉となる資産ではありません。そのため、キャッシュ等の比率が高い状態では、信託報酬をまかなうほどのリターンの獲得が期待できず、信託報酬が基準価額を押し下げる大きな要因となってしまいます。当ファンドでは、そのような状態を避けるために、キャッシュ等が増えた場合に、信託報酬を段階的に引き下げる仕組みをとっています。

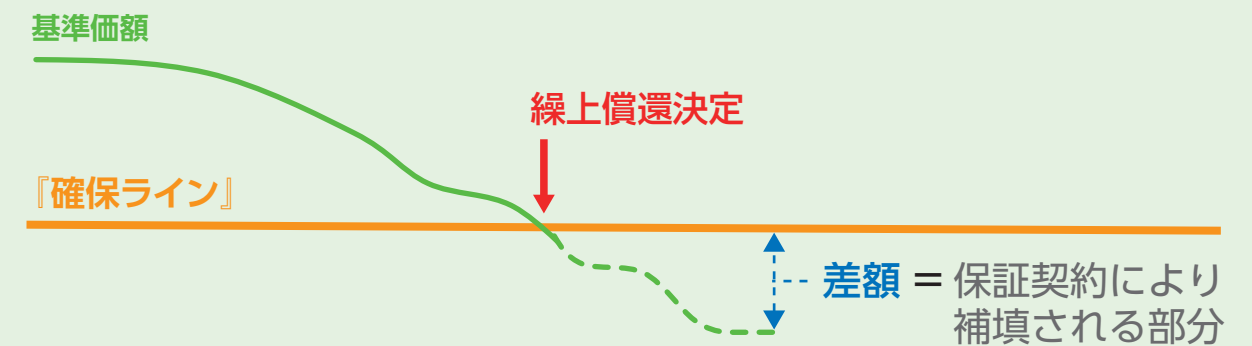
*キャッシュ等とは残存期間の短い国内の公社債等のことをいいます。

保証契約により実現する効果

保証会社と保証契約を結ぶことで基準価額が『確保ライン』を下回った場合に『確保ライン』との差額部分がファンドに支払われます。

なお保証料は、ファンドの費用として間接的にご負担いただくものであり、お客さまに直接的にご負担いただくものではありません。

保証の効果(イメージ図)



保証会社「りそな銀行」について

- 株式会社りそな銀行は金融持株会社りそなホールディングスの傘下の金融機関で、日本の商業銀行で唯一フルラインの信託業務を有しています。
- 1918年5月15日に設立されて以来、銀行業務における実績とノウハウを培ってきました。商業銀行として持つ厚い顧客基盤に対し、信託も含めた幅広いソリューションをワンストップで提供しています。
- 2018年3月末現在、総資産は32.4兆円、信託財産は27.2兆円です。
- 2018年9月末現在、自己資本比率(国内基準)は10.80%と十分な水準を維持しています。

会社概要 2018年9月末現在

商 号：株式会社りそな銀行
本店所在地：大阪市中央区備後町二丁目2番1号
設立年月日：1918年5月15日
営業開始：2003年3月3日*
資本金：2,799億円

格付情報 2018年9月末現在

格付機関	長期格付
S&P	A
Moody's	A2
JCR	AA－
R&I	A+

*旧株式会社大和銀行と旧株式会社あさひ銀行の合併・再編により株式会社りそな銀行として営業開始。

ファンドの目的

安定した収益の確保と、信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

-  **1** 投資環境の変化に応じた資産配分の調整を通じて、信託財産の収益確保を目指します。
-  **2** ファンドの基準価額下落時においても、あらかじめ設定した『確保ライン』を上回る水準で運用を継続することを目指します。
-  **3** 以下の条件に該当した場合、ファンドは繰上償還*します。
このとき、ファンド設定時に締結するりそな銀行との保証契約の履行により『確保ライン』を下回ることなく繰上償還します。
 - 基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。
 - 基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。

*基準価額が『確保ライン』を上回っている場合でも、上記の条件以外の理由によって委託会社が繰上償還を決定することがあります。

運用プロセスのイメージ

1 投資環境の分析・判断

定量的手法による投資対象資産のリスク・リターン特性等の分析および投資環境の判断

2 投資割合の決定

投資環境の判断内容および基準価額と『確保ライン』との差に応じて、各投資対象資産への投資割合を決定

3 ポートフォリオ管理

投資環境の変化および基準価額の水準に応じて、各投資対象資産への投資割合を機動的に見直し

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

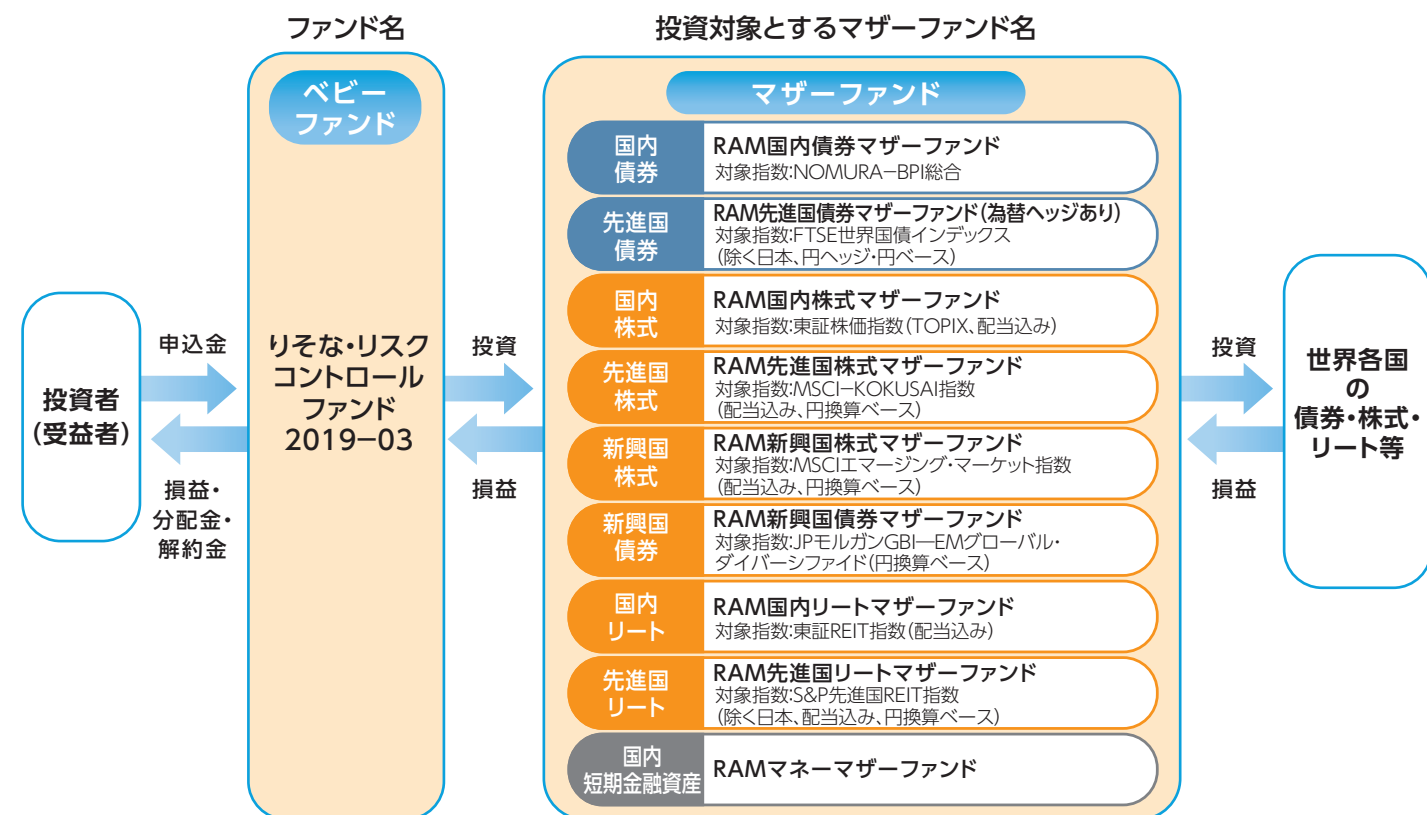
原則、毎年2月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保金は、運用の基本方針に基づいて運用します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの仕組み

ファンドは各マザーファンドを通じて世界各国の債券、株式およびリートなどに実質的に投資を行う、ファミリーファンド方式で運用を行います。



本資料で使用している各インデックスについて		
国内債券	RAM国内債券マザーファンド	「NOMURA-BPI総合」は、野村證券株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算されます。
先進国債券	RAM先進国債券マザーファンド(為替ヘッジあり)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
国内株式	RAM国内株式マザーファンド	「東証株価指数(TOPIX、配当込み)」は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株式	RAM先進国株式マザーファンド	「MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCI-KOKUSAI指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。
新興国株式	RAM新興国株式マザーファンド	「MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット指数(米ドルベース)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。
新興国債券	RAM新興国債券マザーファンド	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)」は、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算して計算したものです。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(米ドルベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー(J.P.Morgan Securities LLC)が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。
国内リート	RAM国内リートマザーファンド	「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。
先進国リート	RAM先進国リートマザーファンド	「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

※RAMマネーマザーファンドには対象インデックスはありません。

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いします。

市場 リスク	株価変動 リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	金利(債券価格) 変動リスク	金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりの場合は、基準価額の下落要因となります。
	リートの価格 変動リスク	リートの価格は、不動産市況(不動産価格、賃貸料等)、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
	為替変動 リスク	為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。また当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの一部低減を図ることとしていますが、当該部分の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
資産配分リスク		複数資産(国内・外の株式、債券、リート等)への投資を行うため、投資割合が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。
信用リスク		実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。
流動性リスク		時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク		投資対象国・地域(特に新興国)において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。

◇基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証契約は保証会社(株式会社りそな銀行)の信用リスクの影響を受けます。保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったときは、ファンドは繰上償還します。この場合、基準価額または償還価額は『確保ライン』を下回る可能性があります。

- その他の留意点
- 当ファンドは、基準価額が下落時においても『確保ライン』を割り込むことがないよう運用リスクの調整を図りつつ安定的な収益の確保を目指して運用を行いますが、常にファンドの基準価額が『確保ライン』を上回ることを委託会社が保証するものではありません。
 - 当ファンドは、基準価額が『確保ライン』を下回らないことを目的とした保証契約を締結し基準価額下落時における損失の限定を図りますが、保証会社の破綻等により保証契約が履行されない場合には、基準価額または償還価額が『確保ライン』を下回る可能性があります。
 - 次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意の上、繰上償還します。
 - ・基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。
 - ・基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して50円未満となった場合。
 - ・保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったとき。
 - また次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。
 - ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。
 - ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - ・やむを得ない事情が発生したとき。
 - ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
 - 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。
 - 分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
 - ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

- 本資料についての留意事項
- 本資料はりそなアセットマネジメントが作成した販売用資料です。投資信託のご購入にあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- なお、以下の点にもご留意ください。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等は過去の類似ファンドの実績結果であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
 - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用ができない場合があります。
 - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	1口当たり1円
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<購入> 購入申込期間の最終日(2019年3月8日)の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものをお申込み分として取扱います。 <換金> 原則として、各営業日の午後3時までに受け付けた分(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日のお申込み分として取扱います。
購入の申込期間	2019年1月21日から2019年3月8日まで
換金申込受付不可日	以下の日は、換金のお申込みを受付けません。 ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行およびロンドン証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生した場合には、換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みを取消することがあります。 また基準価額が『確保ライン』まで下落した場合は、償還日までの一定期間において換金のお申込みの受け付けを中止する場合があります。
信託期間	2029年2月15日まで(2019年3月11日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、受託会社と合意の上、繰上償還します。 ・基準価額が『確保ライン』まで下落した場合。 ・基準価額と『確保ライン』との差が20営業日連続して 50円未満となった場合。 ・保証会社が破綻したとき、または保証会社による保証契約の継続・履行が困難となったとき。 また次のいずれかの場合には、委託会社は事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意の上、繰上償還することができます。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき。 ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	年1回 決算2月15日(休業日の場合は翌営業日) ただし、第1計算期間は、2019年3月11日から2020年2月17日までとします。
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。 ※「一般コース」のみの取扱いとなります。詳しくは販売会社にご確認ください。
信託金の限度額	500億円
課税関係	当ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)」および「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。配当控除・益金不算入の適用はありません。税法が改正された場合などには、変更となる場合があります。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社	ファンドの運用指図を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行	ファンドの財産の保管および管理を行います。
販売会社	株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行	募集・販売の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)などの書面交付、換金申込みの受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金の支払いなどを行います。
保証会社	株式会社りそな銀行	基準価額または償還価額が『確保ライン』未満とならないために要する額を信託財産に支払います。

お客さまが直接的にご負担いただく費用

購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

お客さまが間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して、以下の表に掲げる率を乗じて得た額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用として計上されます。 ①当初設定日以降、2019年4月4日まで				
	運用管理費用 (信託報酬)	配分(税抜)			
		委託会社	販売会社	受託会社	
	<u>年率1.2204%</u> <u>(税抜)1.13%</u>	年率0.55%	年率0.55%	年率0.03%	
	②2019年4月5日以降 1ヵ月に1度見直すものとし、前月末営業日における各マザーファンド(RAMマネーマザーファンドを除きます。)の時価総額のうち当ファンドが保有する部分の合計が、純資産総額に占める割合(以下「リスク性資産割合」といいます。)に応じ、以下の表に掲げる率を毎月初第5営業日より適用するものとします。				
	リスク性資産 割合	運用管理費用 (信託報酬)	配分(税抜)		
			委託会社	販売会社	受託会社
	50%以上	<u>年率1.2204%</u> <u>(税抜)1.13%</u>	年率0.55%	年率0.55%	年率0.03%
	25%以上 50%未満	<u>年率0.5508%</u> <u>(税抜)0.51%</u>	年率0.24%	年率0.24%	年率0.03%
	25%未満	<u>年率0.2916%</u> <u>(税抜)0.27%</u>	年率0.12%	年率0.12%	年率0.03%
※基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の運用管理費用の総額は0円とします。 ※運用管理費用の配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
支払先		主な役務			
委託会社		ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価			
販売会社		交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価			
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価			
保証料	保証契約にかかる保証料は、ファンドの純資産総額に対して、 <u>年率0.216%</u> を乗じて得た額とします。 保証料は、信託期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。 ※上記の運用管理費用(信託報酬)に保証料を加えた費用は最大で <u>年率1.4364%(税込)</u> となります。 ※基準価額が『確保ライン』まで下落し、繰上償還が決定した場合は、繰上償還を決定した日の翌日以降の保証料の総額は0円とします。				
その他の費用・ 手数料	監査費用、有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等(これらの消費税等相当額を含みます。)は、その都度(監査費用は日々)ファンドが負担します。これらその他の費用・手数料は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。				

※上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。
※上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。
※上記は2018年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

